

問題行動への対応チャート

大阪府教育委員会問題行動への対応チャートに基づき作成

ね ら い

■生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの５段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の４点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

レベルⅠ

レベルⅡ～Ⅴ

生徒指導推進委員会の開催 《週１回定例会、問題行動発生時臨時》

メンバー：管理職・生徒指導主事・子ども支援コーディネーター

・学年生徒指導担当者・養護教諭

➢必要に応じ、管理職の判断で学年教員・SC・SSW・生徒サポーターを加えることが可

☆役割分担（生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者対応等）

☆状況の把握…事実を時系列で整理【記録】

☆対応方針の確認

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。
- 被害者・保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。

管理職より教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。

レベルⅠ

管理職、生徒指導主事に報告し、担当学年教師が、注意・指導を行うレベル

担任・学年教員で対応し、解決を図る。

対応可

SC、SSW との連携

レベルⅡ

管理職・生徒指導主事を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル

担任・学年教員とともに、管理職・生徒指導主事が指導し、同じことが繰り返されないよう保護者を交えて指導する。

レベルⅢ

警察や関係機関と連携・相談して校内での指導を行うレベル

管理職、生徒指導主事が関係機関と連携・相談し学校で指導する。保護者にも働きかけ家庭で指導する。

レベルⅣ

教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

教育委員会が主導的役割を担い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルⅤ

学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

学校応援サポートチームの支援を要請

府教育委員会緊急支援チームの派遣要請

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る

再発防止に向けて
継続的な観察・指導
保護者との連携
関係機関との連携

留 意 事 項

- これらの事象が生起しないよう「未然防止」の観点を第一に考え指導を行う。
- 生徒指導を進めるにあたり、生徒の家庭背景や状況に十分に配慮して指導を行う。
- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベルⅠ・Ⅱでも関係諸機関に相談を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合は、適切に改善が行えるレベルで指導を行う。
- 生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)
◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等
※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合
※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要であると判断した場合、出席停止を活用する。
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)
◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等
※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合